

原子力施設等における事故故障等への対応における 安全上の影響の評価の考え方について

平成30年1月31日
原子力規制庁

1. 背景

原子力規制委員会においては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく事故故障等に関する報告があった場合、原子力事業者等がとりまとめた事象の状況、原因及び影響、事象に対する応急処置並びに再発防止対策についての原子力規制委員会の見解とその後の対応方針を示してきたところ。

原子力規制庁では、この検討の中で、事象の安全上の影響の評価案を議論してきているが、これまでは、当該事象により実際に発生した影響の大きさがどの程度かという点に重きを置きがちであり、当該事象が発生している状況下で想定される潜在的な影響については、講ずる対策の妥当性を評価する際に考慮するに留まるきらいがあった。

2. 基本的考え方

1月10日の原子力規制委員会において議論したように、現行の検査制度の運用において、新たな検査制度の考え方等を可能な範囲で順次適用することとしていることを踏まえ、報告された事故故障等の安全上の影響についての評価を行うに当たっても、同様にリスク情報の活用と安全確保の実績の反映といった考え方を適用して、原子力規制庁としての案を作成することとする。

今後、事業者から提出される事故故障等の報告に対する評価では、顕在化した安全上の影響のみならず、事象発生の原因を踏まえて、過去、未来に亘って合理的にかつ具体的に想定される影響の範囲、程度等、潜在的な安全上の影響を考慮し、事前に対処すべきであった事項や、他の原子力事業者等においても対策を講ずべき事項など、求めるべき原子力安全上の対応措置等の教訓に関して考察を加えた上で、原子力規制委員会としての対応を整理した案を原子力規制委員会に諮ることとする。

その際には、別紙に例示している事項を考慮する視点とするものとする。

(別紙)

原子力規制委員会としての対応を整理する際の考慮事項の例

- ・ 公衆、従事者等の放射線被ばくの有無とその大小
- ・ 深層防護の各層に与える影響（安全機能の喪失・劣化の程度等）
- ・ 潜在的な安全上の影響、安全上のリスクの大小に関する事項（想定される事案の深刻度や起きやすさ、機器等の劣化の程度、事象の継続期間、事象発生に至った事業者の組織的要因など）
- ・ 設計、維持管理等の見直し、是正の必要性の有無とその程度
- ・ 他の原子力施設等での対策の必要性の範囲

など